

# 令和5年度事業計画

## 1. 基本方針

当センターは、令和3年度事業計画で「コロナ禍においてもセンターの役割を認識し、地域貢献をしていく」とし、また、令和4年度事業計画に「コロナ禍を「異常事態」と考えるのは終わりにして、働く環境や開催する行事について、しっかりと感染予防対策を講じたうえで失った就業機会を取り戻す」としました。

令和3年度決算で、配分金収入が前年度比で約440万円、家事サポ事業での契約金額も約28パーセント増加しました。各種研修会も令和4年度は、感染症対策を徹底したうえで開催いたしました。このように徐々にですが「コロナ前」のような事業運営ができるようになってまいりました。

令和5年度においては、引き続き地域密着型の「家事サポ事業」に重点を置き、人の助けを求める市民をサポートし、地域への貢献、現役世代を支える、そして高齢者の支援をしていきます。また、新たに会員を増やす意味においても、センターの魅力アップのためにも「独自事業」を上げたいと考えています。現在は、専門委員会を作って「農産物の販売」実施に向けて意見交換をしています。独自事業は「会員が主役」の非常にやりがいと楽しみのある事業です。新規事業の立上げには会員みなさんのご理解とご協力がどうしても必要です。是非ともシルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の下、シルバー人材センター発展のためお力添えをお願いします。

## 2. 実施計画

### (1) 就業機会の確保と組織的提供事業（定款第4条(1)）

地域に密着した高齢者に相応しい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業」を一般家庭、事業所及び公共団体から請負又は委任により、自ら引き受けることを希望する会員に提供する。清須市高齢福祉課及び社会福祉協議会と連携し、「きよす家事サポート事業」を推進し、会員への組織的な提供に努める。

### (2) 職業紹介事業（定款第4条(2)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。

(3) 労働者派遣事業（定款第4条(3)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する労働者派遣事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。また、会員の能力向上のための研修を行う。

(4) 知識及び技能の習得を目的とした事業（定款第4条(4)）

- ア) 刈払機取扱研修会を開催する。
- イ) 剪定研修会を開催する。
- ウ) 食生活と健康についての研修会を実施する。
- エ) 交通安全講習会を開催する。
- オ) 応急手当講習会を開催する。
- カ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する技能講習会に参加する。
- キ) 林業・木材製造業労働災害防止協会等が主催する技能講習会に参加する。

(5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業の実施（定款第4条(5)）

- ア) 愛知県シルバー人材センター連合会並びに尾東地区シルバー人材センター連絡協議会と連携し、情報収集に努める。
- イ) 入会を希望する高齢者を対象に、毎月入会説明会を開催し、高齢者の相談に対応する。
- ウ) 先進シルバー人材センターの情報を収集し、当センターの運営に活かすことを目的に役員研修を実施する。
- エ) 独自事業の実施に向けて関係センターの情報を収集する。

(6) 安全適正就業推進事業（定款第4条(6)）

事業を実施するうえで、安全就業の達成は最優先です。就業会員並びに安全

委員会及び事務局が共通の目的意識を持ち、事故防止のため以下の取り組みを推進する。

- ア) 安全対策指導員が現場パトロールを実施する。
- イ) 安全委員会による安全パトロールを実施する。
- ウ) 安全・適正就業年次計画を配布する。
- エ) 愛知県シルバー人材センター連合会が行う各種「事故防止キャンペーン」に参加する。
- オ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する「安全推進大会」に参加し、安全就業の情報収集に努める。
- カ) 剪定班長、草刈班長及び安全委員会で「安全対策会議」を開催する。

(7) センターの活動等について周知を図る事業（定款第4条(7)）

- ア) ボランティア活動を実施する。
- イ) ホームページを活用し、センターの情報発信を行う。
- ウ) 家事サポート養成講座に参加し、シルバーのPRを行う。
- エ) シルバーPRカードを清須市高齢福祉課管轄の施設に配置する。
- オ) 清須市広報に会員募集記事の掲載を依頼する。
- カ) ボランティア活動の際に「シルバー事業PRチラシ」を配布する。

(8) 会員の増員及びに努める事業

- ア) センター行事に出席した際にポイントを付けて、一定に達した際に粗品を進呈する「ポイントカード」を配布する。
- イ) 会員同士の親睦をはかり、仕事以外の楽しみを提供するため、会員研修旅行を実施する。
- ウ) 会員勧誘チラシを作成し、発注者等に配布する。
- エ) 独自事業を開始する。

(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(8)）

剪定班始め職域ごとに班長会議を開催し、就業会員との意思疎通を図り、円滑な運営に努める。